

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年6月30日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	東証REIT ETF
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

東証REIT ETF（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

※ユニット有価証券は、信託財産が運用の対象とする各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数に連動すると想定する、1単位の現物不動産投資信託証券のポートフォリオを構成する銘柄の不動産投資信託証券につき金融商品取引所が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の数量をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託会社が別に定めるものとします。

（７）【申込期間】

2021年7月1日から2021年12月28日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先**<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>****ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>****電話番号：03-5208-5211****（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）****（９）【払込期日】**

取得申込者は販売会社の指定する日までに、原則としてその保有する不動産投資信託証券をもって取得申込みを行うものとします。取得申込みに係る不動産投資信託証券は、追加設定を行なう日に、販売会社によって、受託会社が指定する株式会社証券保管振替機構のファンドの口座に預託、保管されます（金銭が含まれる場合は、当該金銭については、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。）。

（１０）【払込取扱場所】

「（８）申込取扱場所」に同じです。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

東証REIT ETF（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、東証REIT指数を対象指標（以下、「対象指標」）とし、対象指標に採用されている不動産投資信託証券（以下、「REIT」という場合があります。また、採用予定を含みます。）への投資を行うことにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

② ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MMF	
追加型投信	内外	不動産投信	MR F	特殊型
		その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド	日経225
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券 一般	年6回	欧州		
公債	(隔月)	アジア		
社債	年12回	オセアニア		
その他債券	(毎月)	中南米		
クレジット属性 ()	日々	アフリカ		
不動産投信	その他 ()	中近東 (中東)		
その他資産 ()		エマージング		
資産複合 ()				TOPIX
資産配分固定型 資産配分変更型				その他 (東証REIT 指数)

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

- ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

- ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載がある

ものをいう。

- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

■主要投資対象

対象指標に採用されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

※ 東証REIT指数について

東証REIT指数は、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象とした浮動株ベースの時価総額加重型の株価指数です。算出方法は、基準時を2003年3月31日（終値）に置き、その日の時価総額を1,000として、その後の時価総額を指数化したものです。

基準日：2003年3月31日

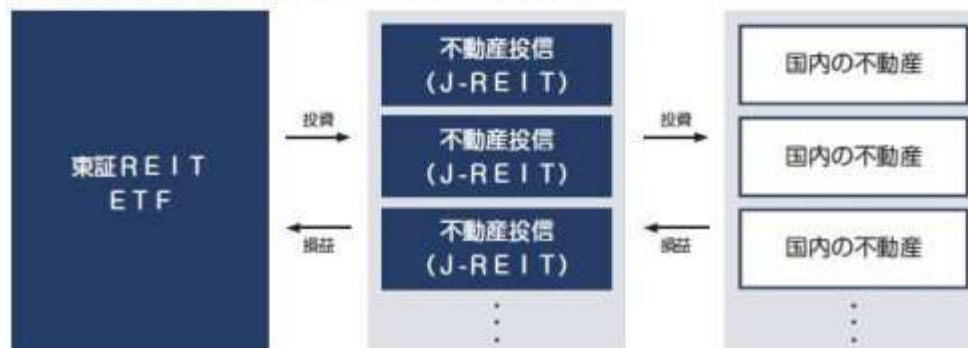
基準値：1,000ポイント

- 東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利および東証REIT指数の商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- 株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止、または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- 株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数の商標の使用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- 株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、株式会社東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- 当ファンドは、東証REIT指数の指数値に一致した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの純資産価額と東証REIT指数の間に乖離が発生することがあります。
- 当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資アドバイスをする義務を負いません。
- 株式会社東京証券取引所は、当社または当ファンドの購入者のニーズを、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- 以上の項目に限らず、株式会社東京証券取引所は、当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

■ファンドの仕組み

◆ファンド・オブ・ファンズ

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



取引所における売買

上 場 日 : 2019年7月16日

上 場 市 場 : 東京証券取引所

売 買 単 位 : 10口単位

手 数 料 : 申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

- ①当ファンドは、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証REIT指数に採用されているREIT(採用予定を含みます。)への投資を行います。ただし、株主割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。
- ②指数先物取引の買い建てを行う場合があります。指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
- ③次に掲げる場合には、上記方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
- 東証REIT指数の計算方法が変更された場合
 - 東証REIT指数に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、東証REIT指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
 - 追加信託ならびに交換請求の指図を行う場合
 - その他、運動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ④市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

REITへの投資割合	REITへの投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。
不動産投資信託指数先物取引の指図	わが国の金融商品取引所における不動産投資信託指数先物取引および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■分配方針

年4回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

信託財産から生ずる配当等収益(分配金、受取利息、貸付有価証券に係る品質料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。)から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じて、分配は行いません。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1、4、7、10月12日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は10口単位です。

手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

④ 信託金限度額

- 1兆円相当額を限度として有価証券または金銭を追加信託することができます。
- 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2019年7月12日

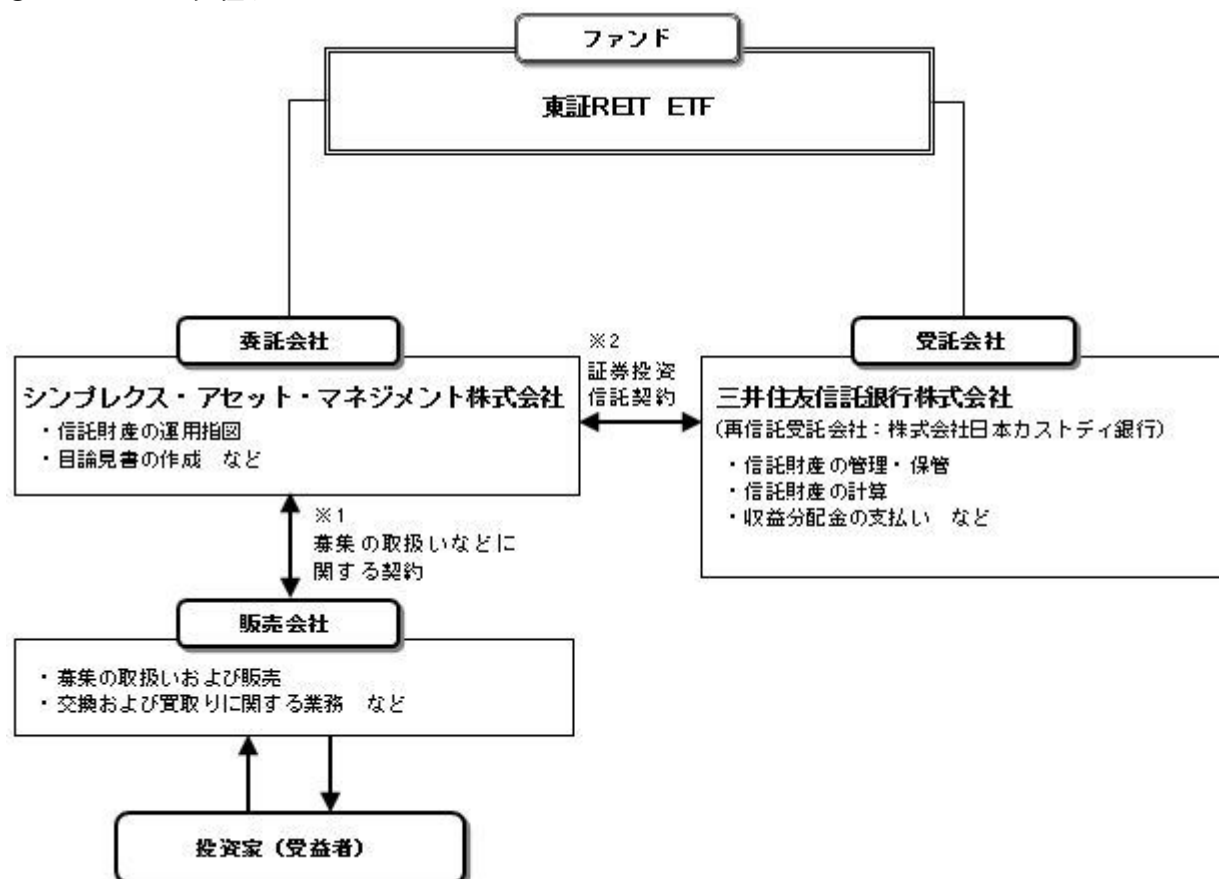
・ファンドの信託契約締結、運用開始

2019年7月16日

・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

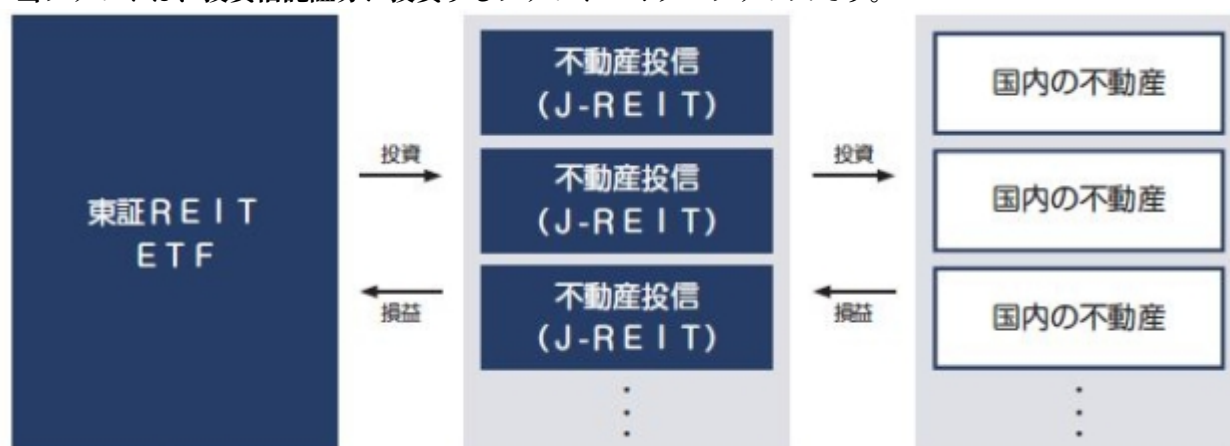


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、交換および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2021年4月末現在）

1) 資本金

370百万円

2) 沿革

1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立

1999年12月：投資顧問業の登録 関東財務局長 第903号

2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可 金融再生委員会 第27号

2001年4月：投資信託委託業認可 内閣総理大臣 第5号

2007年9月：金融商品取引業者登録 関東財務局長（金商）第341号

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
(株) シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内1丁目5番1号	7,400株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証REIT指数に採用されているREIT（採用予定を含みます。）への投資を行います。ただし、株主割当により取得する不動産投資信託証券については、この限りではありません。
- ② 指数先物取引の買い建てを行う場合があります。指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
- ③ 次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
 - a. 東証REIT指数の計算方法が変更された場合
 - b. 東証REIT指数に採用されている銘柄の変更または資本異動などにより、東証REIT指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
 - c. 追加信託ならびに交換請求の指図を行う場合
 - d. その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
- ④ 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

3. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）で投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）または外国投資証券で投資法人債券に類するもの以外のもの

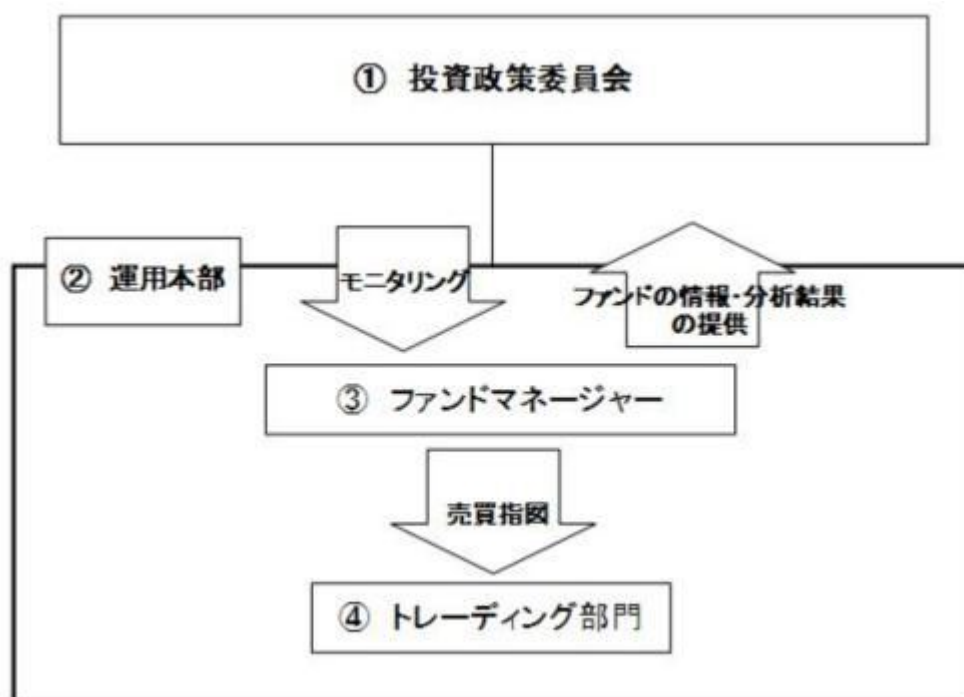
③ 金融商品の指図範囲

前記②の規定のほかに、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

（3）【運用体制】

◆当ファンドの運用体制



① 投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

② 運用本部

①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

③ ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

④ トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、2名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

<委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等>

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2021年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

① 収益分配方針

- 1) 信託財産から生ずる配当等収益（分配金、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じて、分配は行いません。
- 2) 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
- 3) 毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
 - イ) 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、交換（解約）差益金
 - ロ) 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、交換（解約）差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) R E I Tへの投資割合には、制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。
- 3) わが国の金融商品取引所における不動産投資信託指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、不動産投資信託指数に係るものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるわが国の不動産投資信託指数先物取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 4) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属するR E I Tおよび国債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 不動産投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付不動産投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する不動産投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
 - ロ) 国債の貸付は、貸付時点において、貸付国債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する国債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 5) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、対象指標は次に掲げる要件を満たすことから、対象指標を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率

を計算します。

- イ) 投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること
- ロ) 指数及びその算出方法が公表されているものであること
- ハ) 有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、主に不動産投資信託を投資対象とし指数先物取引等デリバティブ取引を利用しますので、これらの価格の下落や、不動産投資信託の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金又は保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

一般に不動産投資信託は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投資信託の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投資信託の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

有価証券等を売却又は取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

③ 信用リスク

不動産投資信託が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投資信託の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

④ 金利変動リスク

当ファンドでは、国債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

不動産投資信託は、金利の上昇局面においては他のより利回りの高い債券等との比較で不動産投資信託に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託の価格が下落し損失が生じることがあります。

⑤ デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

⑥ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

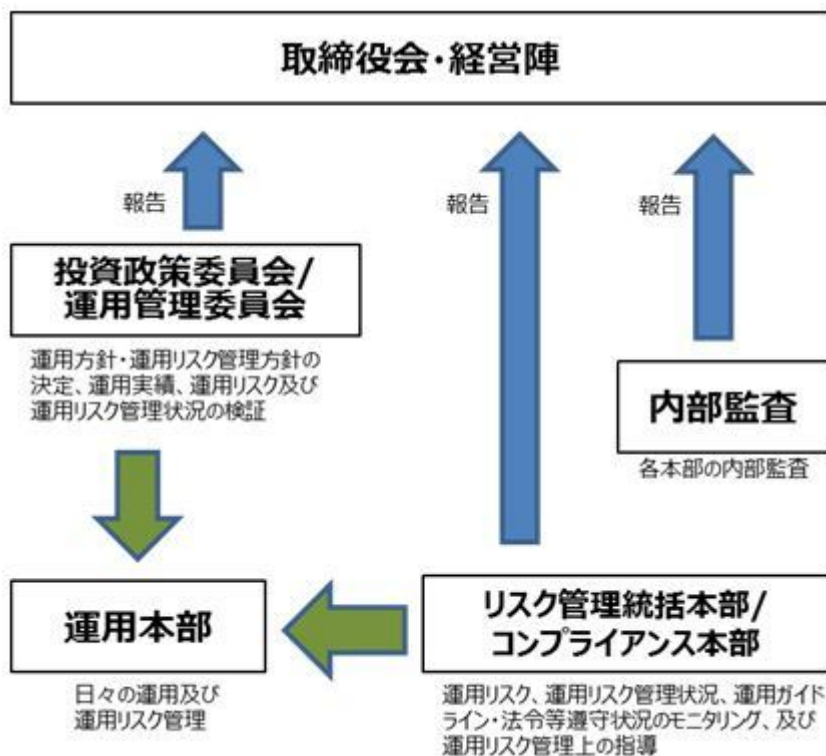
<その他の留意点>

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び交換の受付を中止することがあります。
- ・対象指標と基準価額のかい離リスク
当ファンドは、東証REIT指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。
 - a. 東証REIT指数は、浮動株ベースの時価総額加重型の株価指数です。当ファンドが対象指標の計算に用いられる浮動株全てを組入れることは事実上不可能であるため、対象指標の各採用銘柄の構成比率と当ファンドの各組入れ銘柄の構成比率を全く同一の比率とすることができません。
 - b. 東証REIT指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があります、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - c. 東証REIT指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - d. 指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - e. 指数先物取引には先物満期日（以下「限月」）があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、買い建てている先物を売却し、乗り換え対象となる限月の先物を買って建てることとなりますが、限月が異なるため2つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - f. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用などをファンドが負担することにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - g. 組入銘柄の分配金や有価証券の貸付による品貸料が発生することにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
 - h. 資金の流出入により基準価額の変動率とかい離が生ずる可能性があります。
 - i. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用等のコスト負担が、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率とかい離の要因になります。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金（交換）請求の受け付けを中止することがあります。
- ・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。
- ・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
- ・当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われ

なかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

- ・受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。
- ・受益権の総口数が 30 万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。
- ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。
- ・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制



※上記は2021年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクの管理体制＞

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が随時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなった場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応することとしております。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



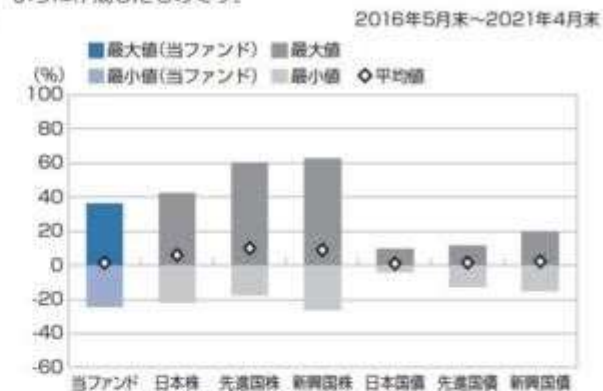
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。当初元本（10口あたり）を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

*年間騰落率は、2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

なお、2020年6月までは、対象インデックスの騰落率を表示しております。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	35.9	42.1	59.8	62.7	9.3	11.4	19.3
最小値	△24.4	△22.0	△17.5	△26.1	△4.0	△12.3	△15.0
平均値	1.4	6.0	10.0	9.0	1.0	1.6	2.3

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2016年5月から2021年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの設定日以前の年間騰落率につきましては、当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、遅延性を一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の課題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運用され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込受付日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

販売会社は、受益者が交換を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記１）により計算した額に、下記２）により計算した額を加算して得た額とします。

１） 信託財産の純資産総額に年10,000分の26.95（消費税込）以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
総額	0.2695%（税抜0.245%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	0.210%（税抜）	0.035%（税抜）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

２） 有価証券の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%（消費税込）以内の額

総額	55.0%（税抜50.0%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	40.0%（税抜）	10.0%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

② 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息（下記④に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

③ 上記②に定める諸費用にかかわらず、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記１．から７．までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

- この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
- 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用

3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
10. 受益権の上場に係る費用[※]
11. 運用の基本方針に沿う運用を行うために必要な東証REIT指数の指数値、構成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

※ファンドの上場に係る費用

- ・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

- ④ 委託会社は、上記②および③に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を何時にても見直すことができます。
- ⑤ 上記④に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとしします。
- ⑥ 上記⑤の場合において、上記②および③に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記④に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとしします。

※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

② 法人受益者の場合

1) 受益権の売却時の課税

受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。
- ・益金不算入制度は適用されません。

3) 受益権と不動産投資信託証券との交換

受益権と不動産投資信託証券との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2021年4月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【東証REIT ETF】

以下の運用状況は2021年 4月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	28,578,986,350	98.84
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	334,657,647	1.16
合計(純資産総額)		28,913,643,997	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	335,617,000	1.16

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	2,888	690,792.38	1,995,008,393	718,000	2,073,584,000	7.17
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	2,566	657,858	1,688,063,628	678,000	1,739,748,000	6.02
日本	投資証券	G L P投資法人	8,019	179,648.28	1,440,599,583	183,200	1,469,080,800	5.08
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	8,299	171,254.92	1,421,244,663	172,800	1,434,067,200	4.96
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	4,057	347,854.6	1,411,246,112	351,000	1,424,007,000	4.93
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	12,783	111,982.7	1,431,474,858	107,700	1,376,729,100	4.76
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人	3,661	293,213.37	1,073,454,147	293,100	1,073,039,100	3.71
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	5,113	197,544.01	1,010,042,523	192,800	985,786,400	3.41
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	5,488	159,812.4	877,050,490	163,400	896,739,200	3.10
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	2,438	350,813.58	855,283,508	348,500	849,643,000	2.94
日本	投資証券	産業ファンド投資法人	3,627	193,542.76	701,979,590	198,100	718,508,700	2.49
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人	1,598	418,575.22	668,883,201	444,500	710,311,000	2.46
日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人	7,548	91,098.6	687,612,295	91,000	686,868,000	2.38
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人	1,286	491,153.12	631,622,912	504,000	648,144,000	2.24
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人	794	807,127.2	640,858,996	806,000	639,964,000	2.21
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人	885	641,931.21	568,109,120	649,000	574,365,000	1.99
日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人	3,104	168,669.73	523,550,866	177,500	550,960,000	1.91
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	1,677	318,106.05	533,463,845	313,000	524,901,000	1.82
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	8,268	62,463	516,444,152	62,600	517,576,800	1.79
日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	896	548,417.78	491,382,330	566,000	507,136,000	1.75
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人	3,014	155,010.67	467,202,159	158,700	478,321,800	1.65
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人	547	807,013.69	441,436,488	791,000	432,677,000	1.50
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人	10,731	40,777.6	437,584,517	39,250	421,191,750	1.46
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人	852	476,024.54	405,572,908	478,000	407,256,000	1.41
日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,154	336,358.47	388,157,674	350,000	403,900,000	1.40
日本	投資証券	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,749	210,246.48	367,721,093	225,800	394,924,200	1.37
日本	投資証券	イオンリート投資法人	2,603	152,491.3	396,934,853	150,500	391,751,500	1.35
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人	3,351	109,181.89	365,868,513	112,200	375,982,200	1.30
日本	投資証券	プレミアム投資法人	2,318	164,421.76	381,129,639	162,200	375,979,600	1.30
日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人	2,127	175,490.99	373,269,335	174,600	371,374,200	1.28

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.84
合計	98.84

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証REIT指数先物	買建	163	日本円	332,301,250	335,617,000	1.16

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1特定期間末（2019年10月12日）	12,118	12,118	2,241.4	2,241.4	2,233
第2特定期間末（2020年 4月12日）	15,790	15,884	1,571.2	1,580.6	1,608
第3特定期間末（2020年10月12日）	17,580	17,745	1,749.1	1,765.5	1,749
第4特定期間末（2021年 4月12日）	30,786	31,024	2,074.6	2,090.6	2,072
2020年 4月末日	16,365	—	1,604.3	—	1,619
5月末日	17,706	—	1,735.8	—	1,749
6月末日	15,356	—	1,706.0	—	1,701
7月末日	14,970	—	1,691.3	—	1,684
8月末日	15,545	—	1,786.5	—	1,774
9月末日	17,511	—	1,768.6	—	1,773
10月末日	18,713	—	1,663.4	—	1,672
11月末日	17,813	—	1,721.1	—	1,720
12月末日	20,519	—	1,824.1	—	1,819
2021年 1月末日	21,365	—	1,874.6	—	1,875
2月末日	23,337	—	1,969.6	—	1,970
3月末日	27,777	—	2,058.6	—	2,070
4月末日	28,913	—	2,097.8	—	2,092

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

(注)特定期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
---	----	--------------

第1特定期間	2019年 7月12日～2019年10月12日	0.0000
第2特定期間	2019年10月13日～2020年 4月12日	16.9000
第3特定期間	2020年 4月13日～2020年10月12日	34.9000
第4特定期間	2020年10月13日～2021年 4月12日	34.8000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2019年 7月12日～2019年10月12日	11.57
第2特定期間	2019年10月13日～2020年 4月12日	△29.15
第3特定期間	2020年 4月13日～2020年10月12日	13.54
第4特定期間	2020年10月13日～2021年 4月12日	20.60

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2019年 7月12日～2019年10月12日	5,406,570	0
第2特定期間	2019年10月13日～2020年 4月12日	10,197,630	5,554,353
第3特定期間	2020年 4月13日～2020年10月12日	2,401,930	2,400,805
第4特定期間	2020年10月13日～2021年 4月12日	7,787,410	2,998,418

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

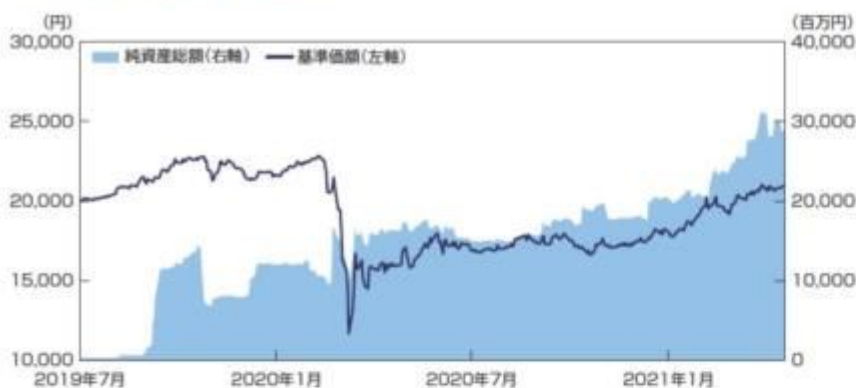
(注)解約口数は交換口数を表示しております。

《参考情報》

運用実績

(2021年4月30日現在)

<基準価額・純資産の推移>



基準価額	20,978円
純資産総額	289.14億円

<分配の推移>

決算期	分配金
2020年4月	94円
2020年7月	185円
2020年10月	164円
2021年1月	188円
2021年4月	160円
設定来累計	866円

※分配金は10口当たり、税引前の金額です。

<主要な資産の状況>

■資産の配分

組入資産	比率
REIT（投資信託証券）	98.8%
現金その他	1.2%

■組入上位10銘柄

	銘柄	比率
1	日本ビルファンド JREIT	7.2%
2	ジャパンリアルエステイト	6.0%
3	GLP投資法人	5.1%
4	野村不動産マスターファンド投資法人	5.0%
5	日本プロロジス REIT	4.9%
6	日本リテールファンド投資法人	4.8%
7	大和ハウスリート投資法人	3.7%
8	オリックス不動産投資法人	3.4%
9	ユナイテッド・アーバン投資法人	3.1%
10	アドバンス・レジデンスREIT	2.9%

<年間収益率の推移>（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。
- ・2012年から2018年までは、対象インデックス（東証REIT指数）の年間騰落率です。あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- ・2019年は設定日（7月12日）から12月末までの騰落率、2021年は年初来4月末までの騰落率を表示しています。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

- ・取得申込者は、販売会社所定の方法により、その保有する不動産投資信託証券をもって取得の申込みを

行うものとし、当該不動産投資信託証券は、東証REIT指数における各構成銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当するものとして委託会社が定める比率により構成される各銘柄の不動産投資信託証券とします。申込時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとし、

- ・なお、拠出された不動産投資信託証券の評価額が、取得する受益権口数の評価額（取得申込受益権口数に取得申込受付日の基準価額を乗じて得た額）に満たない場合は、その差額に相当する金額を充当するものとし、
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基いて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとし、
※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。
※「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

（２）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、販売会社によっては、取得の申込みの受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（４）取得申込日が次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行いません。

- １）東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の３営業日間
- ２）東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の３営業日前以降の６営業日間
- ３）ファンドの計算期間終了日（決算日）の３営業日前以降の３営業日間
- ４）ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前６営業日間
- ５）１）～４）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記１）～４）に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（５）申込単位

ユニット有価証券の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（10口未満切上げ）を申込単位とし、その整数倍とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（６）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

（１）受益権の解約

受益者は、信託期間中において解約の請求をすることはできません。

（２）受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換

- ① 受益者は、委託会社が指定する販売会社に対し、最小交換請求口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券と交換すること（以下「交換」といいます。）を請求することができます。最小交換請求口数とは、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が東証REIT指数に連動すると想定する、東証REIT指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定める口数とします。
※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。
- ② 受益者が交換によって取得できる個別銘柄の数量は、交換請求日の基準価額に基づいて計算された数量とし、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）の整数倍とします。
- ③ 交換請求日の午後3時までに委託会社に交換請求をして受理されたものを、当日の受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては、交換請求の受付締切時間および受付方法が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ④ 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- ⑤ 交換請求日が次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行いません。
 - 1) 東証REIT指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日以降の3営業日間
 - 2) 東証REIT指数構成銘柄の変更、増減資などに伴う口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間
 - 3) ファンドの計算期間終了日（決算日）の3営業日前以降の3営業日間
 - 4) ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前6営業日間
 - 5) 1)～4)のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたときなお、上記1)～4)に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。
- ⑥ 受益者への交換不動産投資信託証券の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行った受益者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。
- ⑦ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、交換請求の受付を中止すること、および既に受け付けた交換請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧ 交換請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の交換請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換請求を受け付けたものとして取り扱います。
- (3) 受益権の買取り
 - ① 受益者は、保有する受益権口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、委託会社が指定する販売会社に当該受益権の買取りを請求することができます。
 - ② 原則として、午後3時までに委託会社が指定する販売会社において所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。
 - ③ 受益者は買取時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
 - ④ 委託会社が指定する販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて買取りを中止すること、および既に受け付けた買取りを取り消すことができます。
 - ⑤ 買取請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受け付けたものとして取り扱います。

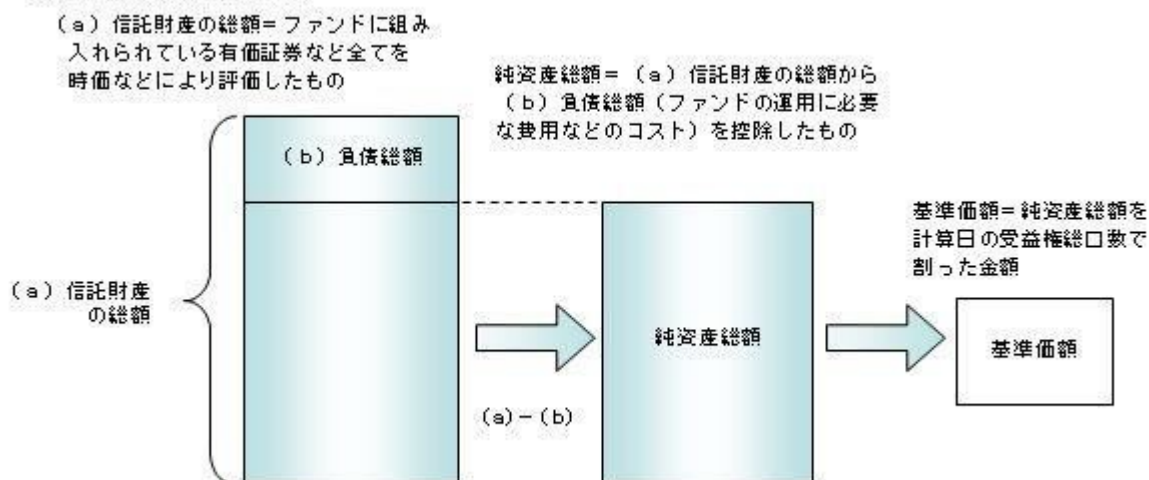
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.simplexasset.com/>

電話番号：03-5208-5211

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2019年7月12日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として毎年1月13日から4月12日まで、4月13日から7月12日まで、7月13日から10月12日まで、および10月13日から翌年1月12日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 2022年1月12日以降、受益権の総口数が30万口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

ロ) 東証REIT指数が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合

ハ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ニ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ホ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

ヘ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

なお、上記イ) またはロ) の場合は、受託会社と合意のうえ、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

4) 繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

③ 書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

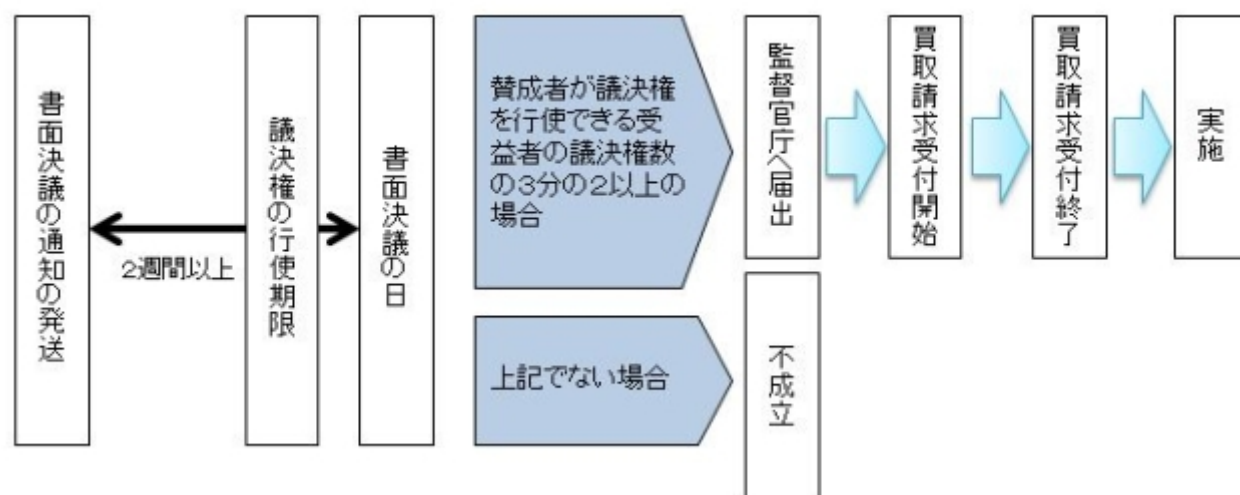
3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

6) 当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できません。

< 書面決議の主な流れ >



④ 公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス [http:// www.simplexasset.com /](http://www.simplexasset.com/)

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑤ 信託終了時の交換等

- 1) ファンドが信託を終了することとなる場合は、交換に必要な受益権口数を有する受益者に対しては、信託終了時における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する不動産投資信託証券を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとします。
- 2) 交換は、委託会社の指定する販売会社で取り扱うものとします。
- 3) 受益者が取得する個別銘柄の口数は、償還価額に基づいて計算された口数とし、取引所売買単位の整数倍とします。
- 4) 受益者は交換時において、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 5) 交換に必要な受益権口数を有しない受益者は、償還価額をもって委託会社が指定する販売会社買取請求を行うものとします。この場合、受益者は販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を支払うものとします。
- 6) 受益者が、不動産投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求をしないときは、その権利を失い、委託会社に帰属します。

⑥ 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

- ・ 名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。
- ・ 計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

- ・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換権
- ・受益者は、一定口数以上の受益権をもって、その持分に相当する信託財産に属する不動産投資信託証券と交換することを請求できます。
 - ・ただし、受益者が信託の終了による不動産投資信託証券の交換および買取りに係る金銭の返還について、信託終了日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社に帰属します。
- (3) 受益権の買取請求権
- 受益者が保有する受益権の口数の合計が、金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、販売会社に対して、受益権の買取りを請求することができます。
- (4) 帳簿閲覧権
- 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2020年10月13日から2021年 4月12日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【東証REIT ETF】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 (2020年10月12日現在)	当期 (2021年 4月12日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	109,422,036	283,981,409
投資証券	17,307,410,640	30,505,887,150
派生商品評価勘定	1,750,000	18,926,250
未収入金	105,123,859	17,997,400
未収配当金	184,103,534	257,912,749
差入委託証拠金	56,114,500	8,403,000
流動資産合計	17,763,924,569	31,093,107,958
資産合計		
	17,763,924,569	31,093,107,958
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	454,400	-
前受金	2,990,100	40,001,250
未払収益分配金	164,835,940	237,439,424
未払受託者報酬	1,528,873	2,230,281
未払委託者報酬	9,173,188	13,381,644
未払利息	34	87
その他未払費用	4,549,944	13,112,246
流動負債合計	183,532,479	306,164,932
負債合計		
	183,532,479	306,164,932
純資産の部		
元本等		
元本	20,192,402,748	29,813,487,676
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,612,010,658	973,455,350
（分配準備積立金）	70,155,033	6,686,399
元本等合計	17,580,392,090	30,786,943,026
純資産合計		
	17,580,392,090	30,786,943,026
負債純資産合計		
	17,763,924,569	31,093,107,958

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 (自 2020年 4月13日 至 2020年10月12日)	当期 (自 2020年10月13日 至 2021年 4月12日)
営業収益		
受取配当金	342,803,116	428,425,897
受取利息	2,560	1,652
有価証券売買等損益	1,721,475,745	3,863,068,554
派生商品取引等損益	18,105,610	69,018,590
その他収益	6	23
営業収益合計	2,082,387,037	4,360,514,716
営業費用		
支払利息	31,341	22,009
受託者報酬	3,093,942	4,038,433
委託者報酬	18,563,581	24,230,511
その他費用	6,229,665	14,681,697
営業費用合計	27,918,529	42,972,650
営業利益又は営業損失（△）	2,054,468,508	4,317,542,066
経常利益又は経常損失（△）	2,054,468,508	4,317,542,066
当期純利益又は当期純損失（△）	2,054,468,508	4,317,542,066
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△4,399,806,530	△2,612,010,658
剰余金増加額又は欠損金減少額	701,657,995	536,773,122
当期一部交換に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	701,657,995	536,773,122
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	639,735,910	819,925,624
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	639,735,910	819,925,624
分配金	328,594,721	448,923,556
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,612,010,658	973,455,350

（３）【注記表】
 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当期（2021年 4月12日現在）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 (2020年10月12日現在)	当期 (2021年 4月12日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中交換元本額	期首元本額 20,190,142,623円 期中追加設定元本額 4,825,477,370円 期中交換元本額 4,823,217,245円	期首元本額 20,192,402,748円 期中追加設定元本額 15,644,906,690円 期中交換元本額 6,023,821,762円
2. 受益権の総数	10,050,972口	14,839,964口
3. 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金 投資証券 代用有価証券 22,080,000円	先物取引に係る差入委託証拠金 投資証券 代用有価証券 26,960,000円

4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っている差額	2,612,010,658円	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っている差額	-
----------	-------------------------------	----------------	-------------------------------	---

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自 2020年 4月13日 至 2020年10月12日)	当期 (自 2020年10月13日 至 2021年 4月12日)
1. 分配金の計算過程	(2020年 4月13日から2020年 7月12日までの分配金計算期 間)	(2020年10月13日から2021年 1月12日までの分配金計算期 間)
A 当ファンドの配当等収益額	146,496,351円	161,931,468円
B 分配準備積立金	83,862,601円	70,155,033円
C 配当等収益額合計 (A+B)	230,358,952円	232,086,501円
D 経費	14,200,184円	19,134,232円
E 収益分配可能額 (C-D)	216,158,768円	212,952,269円
F 収益分配金額	163,758,781円	211,484,132円
G 次期繰越金(分配準備積立金) (E-F)	52,399,987円	1,468,137円
H 口数	8,851,826口	11,249,156口
I 分配金額(10口当たり)	185.00円	188.00円
	(2020年 7月13日から2020年 10月12日までの分配金計算期 間)	(2021年 1月13日から2021年 4月12日までの分配金計算期 間)
A 当ファンドの配当等収益額	196,277,990円	266,474,095円
B 分配準備積立金	52,399,987円	1,468,137円
C 配当等収益額合計 (A+B)	248,677,977円	267,942,232円
D 経費	13,687,004円	23,816,409円
E 収益分配可能額 (C-D)	234,990,973円	244,125,823円
F 収益分配金額	164,835,940円	237,439,424円
G 次期繰越金(分配準備積立金) (E-F)	70,155,033円	6,686,399円
H 口数	10,050,972口	14,839,964口
I 分配金額(10口当たり)	164.00円	160.00円
2. その他費用	主に印刷費用、上場関連費用 及びライセンス料でありま す。	同左

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 (自 2020年 4月13日 至 2020年10月12日)	当期 (自 2020年10月13日 至 2021年 4月12日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、 投資信託約款に規定する運用の基本方針 に従い、有価証券等の金融商品に対する 投資として運用することを目的としてい ます。	同左

2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、投資証券および株価指数先物取引を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 (2020年10月12日現在)	当期 (2021年 4月12日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	前期 (2020年10月12日現在)	当期 (2021年 4月12日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	495,163,200	2,963,516,574
合計	495,163,200	2,963,516,574

（デリバティブ取引等に関する注記）
 取引の時価等に関する事項
 （株式関連）
 前期（2020年10月12日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	247,451,900	—	248,747,500	1,295,600
合計		247,451,900	—	248,747,500	1,295,600

当期（2021年 4月12日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	262,041,750	—	280,968,000	18,926,250
合計		262,041,750	—	280,968,000	18,926,250

- （注）1.時価の算定方法
- 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
- 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。
- 4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
 該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

前期 (2020年10月12日現在)	当期 (2021年 4月12日現在)
1口当たりの純資産額 1,749.1円 (10口当たりの純資産額 17,491円)	1口当たりの純資産額 2,074.6円 (10口当たりの純資産額 20,746円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	エスコンジャパンリート投資法人	453	60,928,500	
	サンケイリアルエステート投資法人	679	82,023,200	
	S O S i L A物流リート投資法人	728	103,667,200	
	日本アコモデーションファンド投資法人	955	612,155,000	
	森ヒルズリート投資法人	3,255	504,199,500	
	産業ファンド投資法人	3,916	756,571,200	
	アドバンス・レジデンス投資法人	2,634	924,534,000	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	1,888	395,347,200	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人	1,388	682,202,000	
	G L P投資法人	8,659	1,554,290,500	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1,246	418,656,000	
	日本プロロジスリート投資法人	4,381	1,524,588,000	
	星野リゾート・リート投資法人	421	272,387,000	
	O n e リート投資法人	431	133,610,000	
	イオンリート投資法人	2,811	429,520,800	
	ヒューリックリート投資法人	2,297	404,042,300	
	日本リート投資法人	900	388,800,000	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	17,803	363,181,200	
	積水ハウス・リート投資法人	8,151	741,741,000	

トーセイ・リート投資法人	613	86,433,000	
ケネディクス商業リート投資法人	1,018	273,842,000	
ヘルスケア&メディカル投資法人	591	81,026,100	
サムティ・レジデンシャル投資法人	533	62,627,500	
野村不動産マスターファンド投資法人	8,961	1,535,019,300	
いちごホテルリート投資法人	485	41,516,000	
ラサールロジポート投資法人	3,088	516,622,400	
スターアジア不動産投資法人	2,847	159,432,000	
マリモ地方創生リート投資法人	260	33,540,000	
三井不動産ロジスティクスパーク投資法人	968	530,464,000	
大江戸温泉リート投資法人	448	36,870,400	
投資法人みらい	2,993	154,139,500	
森トラスト・ホテルリート投資法人	600	82,260,000	
三菱地所物流リート投資法人	696	313,896,000	
C R E ロジスティクスファンド投資法人	886	158,151,000	
ザイマックス・リート投資法人	424	50,625,600	
タカラレーベン不動産投資法人	833	97,627,600	
伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	1,075	150,070,000	
日本ビルファンド投資法人	3,119	2,155,229,000	代用有価証券 20口
ジャパンリアルエステイト投資法人	2,771	1,820,547,000	代用有価証券 20口
日本リテールファンド投資法人	13,803	1,552,837,500	
オリックス不動産投資法人	5,522	1,091,699,400	
日本ブライムリアルティ投資法人	1,726	720,605,000	
プレミア投資法人	2,503	411,242,900	
東急リアル・エステート投資法人	1,858	341,872,000	
グローバル・ワン不動産投資法人	1,925	246,977,500	
ユナイテッド・アーバン投資法人	5,927	948,320,000	
森トラスト総合リート投資法人	1,980	302,940,000	
インヴィンシブル投資法人	11,587	473,328,950	
フロンティア不動産投資法人	919	437,903,500	
平和不動産リート投資法人	1,700	271,490,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人	1,811	575,898,000	
福岡リート投資法人	1,434	257,116,200	
ケネディクス・オフィス投資法人	858	692,406,000	

いちごオフィスリート投資法人	2,299	224,612,300	
大和証券オフィス投資法人	590	476,720,000	
阪急阪神リート投資法人	1,252	194,060,000	
スターツプロシード投資法人	431	98,483,500	
大和ハウスリート投資法人	3,954	1,158,522,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人	8,928	558,000,000	
日本賃貸住宅投資法人	3,618	394,362,000	
ジャパンエクセレント投資法人	2,571	384,107,400	
合計	173,401	30,505,887,150	

(注)投資証券における券面総額の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 4月30日現在です。

【東証REIT ETF】

【純資産額計算書】

I 資産総額	29,159,268,394円
II 負債総額	245,624,397円
III 純資産総額（I－II）	28,913,643,997円
IV 発行済口数	13,783,059口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2,097.8円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換請求の受付および交換不動産投資信託証券の交付（信託終了時の交換等を含みます。）については、

約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等（2021年4月末現在）

- ①資本金 370百万円
- ②発行する株式の総数 12,000株
- ③発行済株式の総数 7,400株
- ④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（2）委託会社の機構

①会社の意思決定機関

<株主総会>

株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

<取締役会>

取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス

投資政策委員会

- ・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

運用本部

- ・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。

ファンド・マネージャー

- ・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

トレーディング部門

- ・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2021年4月30日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	77	551,308
単位型株式投資信託	41	111,315
単位型公社債投資信託	7	14,216
合計	125	676,839

3【委託会社等の経理状況】

(1)年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（自2019年4月1日 至 2020年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2)中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金・預金			1,988,187		2,951,245
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			21,079		16,636
4 未収委託者報酬			284,450		307,663
5 未収運用受託報酬			511,284		693,545
6 未収投資助言報酬			1,063		—
7 未収還付法人税等			407,066		—
8 未収還付消費税等			96,067		—
9 その他			50,085		89,364
流動資産計			3,359,384		4,058,555
II 固定資産					
1 有形固定資産			16,543		20,005
(1)建物付属設備	*1	12,128		*1	11,127
(2)器具備品	*1	4,414		*1	8,878
2 無形固定資産			761		761
(1)電話加入権		761		761	
3 投資その他の資産			103,711		104,149
(1)投資有価証券		28,912		26,135	
(2)長期差入保証金		74,129		75,075	
(3)長期前払費用		670		2,939	
固定資産計			121,016		124,916
資産合計			3,480,400		4,183,472

科目	期別	前事業年度 (2019年3月31日現在)		当事業年度 (2020年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
Ⅰ 流動負債					
1 預り金			83,298		73,364
2 未払金			1,115,830		1,420,140
3 関係会社未払金			4,860		4,950
4 未払費用			16,471		19,548
5 未払法人税等			—		350,928
6 未払消費税等			—		23,597
7 前受金			9,121		17,009
流動負債計			1,229,582		1,909,538
Ⅱ 固定負債					
1 資産除去債務			24,654		24,894
2 繰延税金負債			16,586		443
固定負債計			41,241		25,338
負債合計			1,270,823		1,934,876
(純資産の部)					
Ⅰ 株主資本					
1 資本金			370,000		370,000
2 利益剰余金					
(1) 利益準備金	92,500			92,500	
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金	1,748,206			1,790,060	
利益剰余金計			1,840,706		1,882,560
株主資本計			2,210,706		2,252,560
Ⅱ 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			△ 1,129		△ 3,965
評価・換算差額等計			△ 1,129		△ 3,965
純資産合計			2,209,576		2,248,595
負債・純資産合計			3,480,400		4,183,472

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

科目	期別	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)	
		金 額		金 額	
I 営業収益					
1 委託者報酬		3,051,139		2,564,725	
2 運用受託報酬		1,408,907		2,747,460	
3 投資助言報酬		9,512	4,469,560	—	5,312,186
II 営業費用					

1 支払手数料	201,275		208,965	
2 調査費				
(1)調査費	39,573		37,225	
(2)委託調査費	235,599		138,052	
3 委託計算費	14,043		18,336	
4 通信費	2,560	493,052	2,508	405,087
III一般管理費				
1 給料				
(1)役員報酬	1,392,600		1,352,600	
(2)給料・手当	380,772		383,233	
(3)賞与・退職金等	1,030,954		1,338,197	
2 交際費	4,363		7,253	
3 旅費交通費	25,772		20,835	
4 業務事務委託費	13,570		15,835	
5 租税公課	37,123		48,325	
6 不動産賃借料	109,033		112,369	
7 固定資産減価償却費	5,611		7,258	
8 諸経費	*1 160,134	3,159,935	*1 174,055	3,459,964
営業利益		816,571		1,447,134
IV営業外収益				
1 受取利息	5,229		452	
2 為替差益	36,235		—	
3 受取配当金	—		320	
4 還付加算金	—		4,645	
5 その他の営業外収益	32	41,497	—	5,417
V 営業外費用				
1 為替差損	—		6,384	
2 その他の営業外費用	545	545	—	6,384
経常利益		857,523		1,446,168
VI特別損失				
1 固定資産除却損	—	—	806	806
税引前当期純利益		857,523		1,445,361
法人税、住民税及び事業税	196,358		419,603	
法人税等調整額	15,657	212,016	△ 16,101	403,501
当期純利益		645,507		1,041,860

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	△ 68	3,965,136

当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 2,400,005	△ 2,400,005	△2,400,005	—	△ 2,400,005
当期純利益	—	—	645,507	645,507	645,507	—	645,507
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	△ 1,061	△ 1,061
当期変動額合計	—	—	△ 1,754,497	△ 1,754,497	△1,754,497	△ 1,061	△ 1,755,559
当期末残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	△ 1,129	2,209,576

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	△ 1,129	2,209,576
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 1,000,006	△ 1,000,006	△1,000,006	—	△ 1,000,006
当期純利益	—	—	1,041,860	1,041,860	1,041,860	—	1,041,860
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	△ 2,835	△ 2,835
当期変動額合計	—	—	41,853	41,853	41,853	△ 2,835	39,018
当期末残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	△ 3,965	2,248,595

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～18年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

※1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物付属設備	44,763千円	47,834千円
器具備品	21,446千円	18,376千円
計	66,210千円	66,210千円

（損益計算書関係）

※1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2018年3月31日	2018年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	2019年3月31日	2019年6月30日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	2019年3月31日	2019年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年以内	63,443	63,443
1年超	158,609	95,165
合計	222,052	158,609

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,988,187	1,988,187	—
(2) 未収委託者報酬	284,450	284,450	—
(3) 未収運用受託報酬	511,284	511,284	—
(4) 未収投資助言報酬	1,063	1,063	—
(5) 未収還付法人税等	407,066	407,066	—
(6) 未収還付消費税等	96,067	96,067	—
(7) 長期差入保証金	74,129	74,129	—
(8) 投資有価証券 其他有価証券	28,912	28,912	—
資産計	3,391,160	3,391,160	—
(1) 未払金	1,115,830	1,115,830	—
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	—
負債計	1,120,690	1,120,690	—

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,951,245	2,951,245	—
(2) 未収委託者報酬	307,663	307,663	—
(3) 未収運用受託報酬	693,545	693,545	—
(8) 投資有価証券 其他有価証券	26,135	26,135	—
資産計	3,978,589	3,978,589	—
(1) 未払金	1,420,140	1,420,140	—

(3) 未払法人税等	350,928	350,928	—
負債計	1,771,068	1,771,068	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、
(5) 未収還付法人税等、(6) 未収還付消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

- (8) 投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

(負債)

- (1) 未払金、(2) 関係会社未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,988,187	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	284,450	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	511,284	—	—	—
(4) 未収投資助言報酬	1,063	—	—	—
(5) 未収還付法人税等	407,066	—	—	—
(6) 未収還付消費税等	96,067	—	—	—
(7) 長期差入保証金	—	74,129	—	—
(8) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	—	20,136	—
合計	3,288,119	74,129	20,136	—

当事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	2,951,245	—	—	—
(2) 未収委託者報酬	307,663	—	—	—
(3) 未収運用受託報酬	693,545	—	—	—
(8) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	—	101	17,826	—
合計	3,952,454	101	17,826	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	20,136	20,000	136
小計	20,136	20,000	136
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,776	10,000	△1,224
小計	8,776	10,000	△1,224
合計	28,912	30,000	△1,088

当事業年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	101	100	1
小計	101	100	1
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	26,034	30,000	△3,966
小計	26,034	30,000	△3,966
合計	26,135	30,100	△3,964

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	8,413千円	9,063千円
未払事業税	—	22,998千円
その他有価証券評価差額金	374千円	1,214千円
資産除去債務	7,549千円	7,622千円
繰延税金資産小計	16,337千円	40,900千円
評価性引当額（注）	△16,337千円	△40,900千円
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		

還付事業税	△15,879千円	—
その他有価証券評価差額金	△41千円	△0千円
固定資産（除去費用）	△665千円	△443千円
繰延税金負債合計	△16,586千円	△443千円
繰延税金負債の純額	△16,586千円	△443千円

（注）評価性引当額が24,562千円増加しております。この増加の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が22,998千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%	0.1%
評価性引当額の増減	△6.0%	1.7%
特別税額控除	—	△4.5%
その他	△0.1%	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6%	27.8%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	24,417千円	24,654千円
時の経過による調整額	237千円	240千円
期末残高	24,654千円	24,894千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	3,051,139	1,408,907	9,512	4,469,560

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への営業収益	2,564,725	2,747,460	5,312,186

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
3,068,617	1,191,692	140,081	69,168	4,469,560

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
2,583,217	2,514,791	211,389	2,787	5,312,186

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	1,191,692	投資運用・顧問業

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	2,514,791	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
-----	------------	-----	--------------------------	---------------	-------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社 未払金	4,860
-----	---------------------------	---------	---------	--------------	----------------------	------------------------	-------------	--------	-------------	-------

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンス・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベスツメント・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	—	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	74,248	未収運用受託報酬	2,253
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミ	香港	50万香港ドル	投資信託事務委託業	—	投資一任契約 投資助言契約 事務協力関係	運用受託報酬の受取(注) 投資助言報酬の受取(注) 委託調査費の支払	1,182,179 9,512 38,930	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬	488,409 1,063

	テッド					役員の 兼任	事務委託費の 支払	14,406	未払金	11,395
--	-----	--	--	--	--	-----------	--------------	--------	-----	--------

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領 バージン 諸島	50万 米ドル	投資運用業	—	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の受取 (注)	1,761	—	—
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資 運用業 投資信託 事務委託業	—	投資一任 契約 事務協力 関係 役員の 兼任	運用受託 報酬の受取 (注) 委託調査費の 支払 事務委託費の 支払	2,514,791 51,252 19,537	未収運用 受託報酬 未払金	649,321 22,575

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. 取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	298,591円46銭	1株当たり純資産額	303,864円21銭
1株当たり当期純利益金額	87,230円71銭	1株当たり当期純利益金額	140,791円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	645,507千円	1,041,860千円

普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	645,507千円	1,041,860千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

別	期 科目	当中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
		金 額	
(資産の部)			
Ⅰ 流動資産			
1	現金・預金		2,135,409
2	直販顧客分別金信託		100
3	前払費用		21,530
4	未収委託者報酬		511,360
5	未収運用受託報酬		322,371
6	その他		106,904
	流動資産計		3,097,677
Ⅱ 固定資産			
1	有形固定資産		17,702
	(1)建物付属設備	*1	9,585
	(2)器具備品	*1	8,116
2	無形固定資産		761
	(1)電話加入権		761
3	投資その他の資産		109,361
	(1)投資有価証券		32,473
	(2)長期差入保証金		74,358
	(3)長期前払費用		2,529
	固定資産計		127,825
資産合計			3,225,503

（単位：千円）

科目	期別	当中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
		金 額	
(負債の部)			
Ⅰ 流動負債			
1 預り金			75,048
2 未払金			96,461
3 関係会社未払金			4,950
4 未払費用			16,035
5 未払法人税等			457,858
6 未払消費税等			122,543
7 前受金			27,120
流動負債計			800,018
Ⅱ 固定負債			

1 資産除去債務		25,016
2 繰延税金負債		1,245
固定負債計		26,261
負債合計		826,279
(純資産の部)		
I 株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1)利益準備金	92,500	
(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,935,262	
利益剰余金計		2,027,762
株主資本計		2,397,762
II 評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		1,461
評価・換算差額等計		1,461
純資産合計		2,399,223
負債・純資産合計		3,225,503

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	期別	当中間会計期間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月30日)
		金 額
I 営業収益		
委託者報酬		2,089,155
運用受託報酬		557,231
その他営業収益		1,918
営業収益計		2,648,305
II 営業費用		187,953
III 一般管理費	*1	1,032,756
営業利益		1,427,595
IV 営業外収益		
受取利息		140
受取配当金		160
その他営業外収益		120
営業外収益計		420
V 営業外費用		
為替差損		1,775
営業外費用計		1,775
経常利益		1,426,240
税引前中間純利益		1,426,240
法人税、住民税及び事業税		431,147
法人税等調整額		△ 110
中間純利益		995,203

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日） (単位：千円)

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	△ 3,965	2,248,595
当中間期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 850,001	△ 850,001	△ 850,001	—	△ 850,001
中間純利益	—	—	995,203	995,203	995,203	—	995,203
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—	—	5,426	5,426
当中間期変動額合計	—	—	145,202	145,202	145,202	5,426	150,628
当中間期末残高	370,000	92,500	1,935,262	2,027,762	2,397,762	1,461	2,399,223

重要な会計方針

期 別 項 目	第 22 期 中 間 会 計 期 間 (自 2020年4月 1日 至 2020年9月 30日)
1.有価証券の評価基準及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
2.固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備 10年～18年 器具備品 3年～15年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。
3.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項
 (中間貸借対照表関係)

第 22 期 中 間 会 計 期 間 末 2020年9月30日現在
--

※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	49,376千円
器具備品	20,380千円

（中間損益計算書関係）

第 22 期 中 間 会 計 期 間 （自 2020年4月 1日 至 2020年9月 30日）	
※1 減価償却実施額 有形固定資産	3,667千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第22期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	—	—	7,400
合計	7,400	—	—	7,400

2.配当に関する事項

（1） 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

（リース取引関係）

第 22 期 中 間 会 計 期 間 （2020年9月 30日）	
1.オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
一年以内	63,443千円
一年超	63,443千円
合計	126,887千円

（金融商品関係）

第22期中間会計期間（2020年9月30日）

2020年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	2,135,409	2,135,409	—
(2)未収委託者報酬	511,360	511,360	—

(3)未収運用受託報酬	322,371	322,371	—
(4)投資有価証券 其他有価証券	32,473	32,473	—
資産計	3,001,616	3,001,616	—
(1)未払法人税等	457,858	457,858	—
負債計	457,858	457,858	—

注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

(負債)

(1)未払法人税等

未払法人税等は短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計年度（2020年9月30日）

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	23,080	20,100	2,980
小計	23,080	20,100	2,980
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,393	10,000	△607
小計	9,393	10,000	△607
合計	32,473	30,100	2,373

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第22期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	24,894千円
時の経過による調整額	121千円
当中間会計期間の期末残高	25,016千円

(セグメント情報等)

第22期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への営業収益	2,089,155	557,231	1,918	2,648,305

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
2,097,914	505,666	36,000	8,723	2,648,305

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	505,666	投資運用・顧問業

(注) 委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 22 期 中 間 会 計 期 間
(自 2020年4月 1日
至 2020年9月 30日)

1株当たり純資産額	324,219円45銭
1株当たり中間純利益金額	134,486円94銭

(注) 1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2.1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	995,203千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	995,203千円
期中平均株式数	7,400 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
-----	-----------------------	-------

三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	------------	---

＜再信託受託会社の概要＞

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2020年7月27日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名 称	資本金の額 (2020年3月末現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
J P モルガン証券株式会社	73,272百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
B N P パリバ証券株式会社	102,025百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	62,149百万円	

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金の支払いなどを行います。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、交換に関する業務、買取りに関する業務、信託終了時の交換などに関する業務などを行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

- ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。

継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証REIT ETFの2020年10月13日から2021年4月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東証REIT ETFの2021年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月24日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米 永 隆 司 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。